

FIM

環境コード

2015 年版

国際モーターサイクリズム連盟における環境コードに対する UNEP（国際環境計画）からのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
FIM 持続可能性方針	3
1. 一般原則	4
2. 環境スチュワード	5
3. FIM 環境デレゲート	6
3. 1 役割と義務	6
4. 土壌の保護	6
4.1 環境マット	7
5. モーターサイクルの洗車	8
6. ライダー/競技参加者によって取られる行動	8
7. オーガナイザーへの推薦事項	8
7. 1 環境マネージメントプラン	8
7. 2 環境マネージメントマップ	9
7. 3 ライダー・パドック/サービスエリア/タイムコントロールエリア	9
7. 4 大会期間中	10
7. 5 イベント終了後	10
7. 6 宣伝/広告	11
8. サウンドレベル	11
8. 1 序論	11
8. 2 モーターサイクルのサウンドレベル	11
8. 3 サウンドレベル測定	12
8. 4 PA システム	12
9. 観客に環境保護活動を促すための推薦事項	13
10. 会場に関する一般規定	13
11. 公道ユーザーへの薦め	14
11. 1 序論	14
11. 2 ライダーの行為	14
12. 燃料	14
13. FIM環境賞	15
14. FIMライドグリーンロゴ	15
15. FIM環境大使	16
16. FIM環境チェックリスト	17
チェックリスト（環境コード事項15）	
付則A 公衆トイレ用条件に関して薦められる最低限の基準	20
付則B.1 トライアル、エンデューロ及びバハの為にサーキット環境公認	21
付則B.2 トラックレース及びモトクロスの為にサーキット環境公認	24
付則B.3 クロスカントリーラリーの為にサーキット環境公認	27

[テキストを入力してください]

国際モーターサイクリズム連盟における環境コードに対する UNEP（国際環境計画）からのメッセージ

UNEP と FIM は、約 20 年に渡りスポーツと環境の重要性に関して広報を展開し、その間にこの 2 社のパートナーシップはより高度かつ意欲的なものとなっています。

近年の FIM 環境大使プログラムでは、マーク・マルケス、藤波貴久、ケン・ロツェンというモーターサイクル界のヒーローを採用し、環境に関する一般の認識を高めています。

UNEP としては、有名なインドのクリケット選手であるサチン・テンドッカーやケニアのマラソン世界記録保持者であるパトリック・マカオを同じ目的のために採用しています。

2012 年は、いくつかの理由により我々の相互努力の分岐年となりました。ロンドンオリンピック及びパラリンピックゲームにおいて、スポーツと持続可能性の関係が更に深くかわり合うことを一般の方々が認識された時となりました。

またゲームは、建設契約者がインフラストラクチャーへのカーボン利用を最低限に抑えることで排出を減少し、緑化の供給連鎖をより高めることができました。化学物質で汚染された旧工業地帯を新たな国立公園として回復させたり、スポーツの持つ将来の持続的な可能性に注目を集めました。

ロンドン 2012 は、基本レベルで雇用機会の実践と社会的認識を含みエネルギーと水に関連する継続的維持管理の発展をいかに行うかというチェックリストを提供する世界報道イニシアティブ（GRI：は国際的なサステナビリティ・レポートのガイドライン作りを使命とする非営利団体で、オランダに本部を置く、UNEP（国連環境計画）の公認団体です。）によって開発されるツールを利用することとなっています。

イベントオーガナイザー向けの持続可能性ガイドラインは、その規模の大小に関わらず、世界的にスポーツイベントオーガナイザーにとって重要な計画案になっており、UNEP はより広く広報活動を展開してまいります。

2012 年はまたその他の部分においても一つの節目となりました。Rio+20 サミットは形式的感覚にあるグリーン経済に注目するだけでなく、その他潜在的な様々な結果の範囲についても合意に至りました。維持可能な消費プログラム及びプロダクション UNEP の 10 年企画として大々的に世界規模の食料消費キャンペーンを近々展開する予定です。

FIMのようなスポーツイベントのオーガナイザーにおいても現状無駄にされている食料の30から40%削減を目標とし、無駄にしている食料を作るための水資源、エネルギー、土、化学物質の利用の無駄をまず減少するというこのキャンペーン参加に興味を示しています。

改定された環境コードには多くのモーターサイクルが集まるイベントのオーガナイザーがFIMに対し環境プランを提示することを義務としています。

FIM環境コードの初版は1994年に出され、当時よりUNEPきていと近いものとする事でスポーツにおける持続可能性を広く知らしめています。FIMは、中長期戦略パートナーとして2つの組織が共に働きかけていくことが将来のためにも非常に有効であることを証明しています。

アチム・ステイナー, UNEP 常務理事

FIM 持続可能性方針

宣言

FIM はモーターサイクルスポーツの世界統一組織並びにモーターサイクルの世界的
主唱者である。FIM はモーターサイクルスポーツに関する持続可能性の基本方針を
取り入れた現行の環境プログラムの発展とプロモーションを通して環境を常に配慮
します。

目的

FIM の目標は世界的にモーターサイクルスポーツを通じた継続的環境の発展する文
化を構築する。

- 環境プログラムを構築、管理する。
- 環境保護を目的とした規制、規則、方針、地元条例及び会場の同意を得る。
- 最新技術を常に注視し、環境にとって最善かつ適切な管理方法を実践する。
- 国際環境規定の改訂、マネージメントプランのためのガイドラインを構築し、
公害を防ぎ、環境への影響を最低限に抑え、その他環境の発展を見出す。特に、

1. 音量
2. 土、地表の排水（例：ピット/車両の清掃方法
3. 大気汚染（例：燃料の蒸発、埃、排気ガス、臭気）
4. 動植物の保護
5. 雨水への排出（例：燃料漏れ、ブレーキ液、クーラント、オイル、落葉、
脱脂、洗剤等）
6. 文化財の保護

全従業員、オフィシャル（ボランティア・有給ともに）、競技者、参加者関係者、競
技者以外の参加者及びその他モーターサイクルスポーツに関係する FIM 管轄の如
何なる者も FIM の持続可能性方針に従わなければならない。

会長 ヴィト・イポリト
国際モーターサイクリズム連盟
2012年6月

1. 一般原則

1. 1 モーターサイクル活動は次の三つの主要グループに明白に分けられる：
競技スポーツ、レクリエーション及び移動手段
1. 2 モーターサイクルスポーツは、国際スポーツ・カレンダー及び国内スポーツ・カレンダーの主要構成要素となっており、視聴者も増加しており、重要な経済効果を生んでいる。モーターサイクルスポーツは他の大半のスポーツや人間の一般行動と同じで、環境に衝撃を与えるものである。
1. 3 移動またはレクリエーションとしてのモーターサイクル・ライディングも増加しており、したがって、これらも環境的観点から考察しなくてはならない。
1. 4 F I Mは、各国における法的および規則的条件を考慮して、合同の環境方針を確立することが非常に重要だと考える。
1. 5 F I Mは、すべてのレベルにおけるモーターサイクルイベントにおいて、常に最高水準の環境基準を設けるように努力し、すべてのモーターサイクル・ライダー間に環境に対する意識を高めていく。そのために、F I Mは、各FMN、二輪業界及びライダーを代表する組織との間に密接な協力関係を保つ。
1. 6 本コードに明記されるF I Mの環境方針は、環境の必要とするものとモーターサイクル・スポーツおよび一般的なモーターサイクル・ライディングの相互協調に基づくものである。
1. 7 F I Mは、環境的に受け入れられる状況の元でモーターサイクル活動を行う為に十分な設備が整うように、国際的な行政当局や組織との間に密接な協力関係を求めていくと同時に、各国協会（FMN）に対して、国内レベル、地域レベル、および地区レベルでそれを推進していくように奨励していく。
1. 8 F I Mに加盟しているすべての各国協会（FMN）は、その協会の定款に、環境に関する事柄を特筆し、F I M環境コードの原則について明記する。
1. 9 上記の一般原則に基づいて、本コードにはモーターサイクリングと環境の関係を改善するための規則と推薦事項が明記される。

これらの規則および推薦事項には、特に下記のこと明記される：

- a) サウンドレベル、燃料、地面の保護、および清掃
- b) 観客の行動、オーガナイザーやサーキット／トラック・マネージャー、および公道ユーザーの活動

- 1. 10 本コードへの付則には、各スポーツ種目の他にモーターサイクル・ツーリングに使用されるチェックリストが含まれる。
- 1・11 オーガナイザーまたはライダー（同時に彼の所属するチームの責任も有する）による**現行**環境コード違反は、罰金、大会からの失格または資格停止というペナルティーの対象となる。更に、参加者・ライダーは環境規定を尊重しないことによる損害賠償も対象とされる。
- 1. 12 地元条例または法律が、FIM 環境コードに記載されているものより厳格な場合、地元条例が適用される。

2. 環境スチュワード

各FIM選手権およびプライズイベント、あるいはクラシックギャザリングでは、環境スチュワードと呼ばれるオフィシャルが環境問題の全てを担当し、FIM国際環境委員会（以下CIEとする）の行うセミナーに参加して、良い成績を収めなくてはならない。

環境スチュワードの役務は下記とする：

- a) FIM環境コードが遵守されるようにする。
- b) 当該イベントに関するすべての情報を入手し、イベント前、イベント中および終了後に、審査委員長、またはチーフ・スチュワードに対して、環境問題を引き起こす可能性のある全ての状況について進言する。
- c) 最新の注意を払い適切なマナーの元、該当する委員会が用意するチェックリストを元に、報告書を作成し、FIM執行事務局に48時間以内に発送しなければならない。さらにそのコピーをその大会に存在する場合、審査委員長、またはチーフ・スチュワード及びFIM環境デレゲートに手渡す。違反事項があり、それが初めての場合、環境スチュワードはFIMから彼の所属する協会を経由して警告を受ける。2回目の違反に対してはライセンス停止最高12ヶ月間とされる。FIMは警告を彼の所属するFMNにもまた送付する。
- d) 自国内におけるさまざまな種目のセミナーの際に指導する。
- e) すべての公開国際審査委員会に出席する権利を持つが、投票権は持たない。現行コードに記載されている規定の不履行や違反がある場合、彼は速やかに競技監督に報告しなければならない。
- f) **現行 FIM 環境コード**に記載されている条項に反していたり違反のある場合、環

境スチュワードは、速やかに競技監督に報告しなければならない。

3. FIM 環境デレゲート

3. 1 役割と義務

FIM 環境デレゲートは、CIE によって CIE のメンバーの中から任命され、

- a) FIM 環境コードの実施について観察及び検証する。
- b) 違反に対する罰則を宣告するために、環境コードに反する如何なる違反についても審査委員長に報告する。
- c) 良い点を明確にし、推奨したり、将来的な FIM 環境コードの改訂に関する提案をする。
- d) 大会に参加している間、国際審査委員会に出席する。
- e) 大会期間前、期間中、終了後いつでもトラック／コース及び付帯設備の査察を行う。
- f) 環境に影響を与える全ての状況について纏め報告し、また FIM 環境コードを守るためにオーガナイザーまたはプロモーターが行った活動について評価し、報告する。
- g) 主催国協会（FMNR）によって任命された FIM 環境スチュワードが完全に記録した報告とチェックリストを比較する。
- h) 義務及び FIM 環境デレゲートにより認められた現行コード事項 2 に規定されている努力を怠る環境スチュワードの重大な不履行は、精査され、必要に応じて、CIE からペナルティーが科される。

4. 土壌の保護

- a) 燃料、オイル、洗浄液、脱脂液、冷却水、およびブレーキ液などが地面に零れる、あるいは大気中に蒸発するのを阻止するための措置が取られなくてはならない。
- b) ゴミ、オイル、洗浄剤などを入れるための容器／設備が用意されなくてはならない。
- c) 汚染された物質を零した際の措置、およびその処置に関して、オーガナイザーが規定を設けなくてはならない。

- d) ライダー・パドック、およびキャンプサイトに設置された車両の排水は、地面に排出することは厳禁とされる。オーガナイザーが適切な設備を用意している場合に限り、排水はサーキット内で処理することができる。
本規則に違反した場合、国際審査団に報告され、当該ライダーに対し最低 370 ユーロの罰金が科される。国際審査団はその他罰則も科すことも出来る。
- e) モーターサイクル活動の痕跡が永続的に残らないようにする。(モーターサイクルの痕跡が残らないようにする)

4.1 環境マット

環境マットは、吸水性のある上部と不浸透性の下部で構成される。土壌を保護するための環境マットの使用は（またはその他サーキット等に設備されている恒久的な設備）、土壌や水への汚染を防ぐために義務とされる。

- a) オーガナイザーによって車両への作業が認められた時間
- b) パルクフェルメ
- c) ロードレースを含む大会のパドックで、排水汚染防止のためのオイル分離帯を含む非浸透性の路面でない場合
- d) オーガナイザーによって提供された全ての廃油及び燃料コンテナの下
- e) 全ての燃料補給ポイント
- f) 全ての熱動カジェネレーター及びパワーウォッシャーの下

最低限の仕様は以下のとおりとする。

一 寸法	ソロ	最低 160cm×100cm
	サイドカー	最低 160cm×200cm

スピードウェイ、ロングトラック及びグラストラックにおいて、マットの寸法は 160cm×75cm とする。

アイスレースに関して、マットの寸法は 100cm×75cm とする。

一 吸水量 最低 1 リットル

一 厚み 最低 5 mm

本規則に対する如何なる違反も国際審査団またはレースディレクションに報告され、責任者であるライダーに対して最高 370 ユーロの罰金が科される、または、当該種目別規定に表記されている金額とする。規律及び裁定規定事項 3.1.3 及びスポーツコード事項 50.1.3 により、その他罰則が国際審査団またはレースディレク

ションより科される場合がある。

5. モーターサイクルの洗車

- a) 規則によってモーターサイクル及びパーツの洗車が許可される場合、洗浄用の設備がある場所で行われなくてはならない。
- b) 化学物質（例えばエコまたは生分解性を含む洗浄剤）の添加されていない水のみが許可される。その他追加仕様は各種目による
- c) 洗車エリアは非浸透性の表面で土壌への汚染を防ぐためにオイル分割のできる適切な排水設備を持たなければならない。本規則に違反した場合、国際審査団に報告され、当該オーガナイザーに対し最高 370 ユーロの罰金または、当該種目の細則に明記されている額が科される。国際審査団はその他罰則も科すことも出来る。
- d) 指定された洗車エリア以外で洗車をしたライダーまたはチームメンバーは、最高 370 ユーロまでの罰金、または各種目の細則に規定された金額をライダーまたは当該担当者に科すことができる国際審査団またはレースディレクションに報告される。

6. ライダー/競技参加者によって取られる行動

- a) 各参加者及び/あるいはチームメンバーは、大会期間中にチームが出した廃棄物に関して責任を持つ
- b) オーガナイザーが準備した廃棄物のゴミ箱がある場合、それらを指示どおりに使用しなければならない。
- c) オーガナイザーからの承認された設備が整うまで、不要物はチームで管理されなければならない。
- d) オーガナイザーによって保管庫や廃棄設備が提供されない限り、廃タイヤはチームまたはマニュファクチャラーが保持しなければならない。
- e) チーム責任を有する参加者またはライダーによる如何なる FIM 環境コード規則違反も、当該大会からの失格または資格停止とされ、更に、精留に関わる費用に関する責任を有する。
- f) これら役務と義務推奨事項は特別規則に明記されなければならない。

7. オーガナイザーへの推薦事項

7.1 環境マネジメントプラン

イベント期間中に環境を意識した設備の使用を促進し、観客に環境を意識した行為を促すために、プランを使用することは有効である。

このプランには、最低下記が含まなければならない：

- a) 競技参加者数と予測観客数を考慮したうえで行われる、イベントが開催されるサーキット会場とその周辺地域の環境状態。（予測観客数に準じた準備）

- b) 洗車エリアの位置及びシステムの説明を明記。
- c) 使用済のオイル、ブレーキ液、冷却水及びその他液体用の廃棄容器の位置及び数。
- d) 観客の一般ゴミ用容器の位置及び数
- e) 公衆トイレの位置及び数と清掃計画
- f) ラウドスピーカーのテストプランと設置場所
- g) イベント会場までの十分かつ適切な道路標示
- h) ピットのメカニックエリア内のコンテナまたはゴミ箱内の大会期間中または大会終了後の中身回収
- i) 大会前、大会中及び大会終了後のゴミ廃却準備及びその方法
- j) 各設備の位置を明確にした配置図（事項 7.2 参照）

契約 FIM プロモーターの存在する FIM 選手権及びプライズイベントにおける環境マネージメントプランへのポイント制度については CIE 及び当該委員会にて合意され、付録 B に準拠し選手権ワークブックに含まれる。

7.2 環境マネージメントマップ

環境マネージメントプランを支持するために、オーガナイザーは下記の設備の位置を明確にした配置図を提供しなければならない。

- a) 廃油コンテナ
- b) 洗車場
- c) 一般ゴミ及び汚染物質用コンテナ
- d) 燃料補給場所
- e) トイレ及びシャワー
- f) 使用済みタイヤの廃棄場所（もしある場合）

この配置図は参加者及びチームが見ることのできる場所に掲示されなければならない。

7.3 ライダー・パドック/サービスエリア/タイムコントロールエリア

- a) 十分な数のゴミ用コンテナを準備する。
- b) 使用済みのオイルを入れるための固定されたファンネルを持つ容器が十分用意されているか確実にする。
- c) オイル・フィルターとウエスを別個に入れる容器を分かりやすい状態で用意する。
- d) タイヤ供給会社による使用済みタイヤの会場からの廃棄を手配する。不可能な場合、またはオーガナイザーが地元条例に準拠する使用済みタイヤの保管場所並びに廃棄について提供できない場合、参加者又はチームに対し使用済みタイヤを維持する事は彼らの義務であることを告知しなければならない。
- e) 男女用に十分な数の公衆トイレを用意して維持すると同時に、ゴミや排水のた

めの措置も施す。

- f) モーターサイクルの洗車が許可される場合、土壌が汚染されないように設計された特別な洗車エリアが当該種目の規則に基づいて提供されなくてはならない。

7. 4 大会期間中

インドアイベントにおいて、法的権限を有する行政による大気チェック及び大気管理が確実にできるか確認する。

大会運営に関わる全ての人材に環境に対する行動を指導し、事務局、事務所、プレスルーム、パドック及びキャンプサイトで環境に優しい作業を推進する。

全ての廃油コンテナ及び一般ゴミ用コンテナ、汚染物サービスは大会期間中維持されなければならない。

トイレ設備が大会期間中に定期的な管理がされているか確認する。

化学洗剤、特に血液を含む汚物、注射器、汚れたガーゼ及び注射針、点滴針、メスの歯、縫合用の針等メディカルセンターや救急車両に装備されている鋭利な消耗品用には、特別に設計され、指定されたコンテナを使用する事が推奨される。医療廃棄物用のコンテナは一般ゴミと明確に分別され、地元条例及び国の法律に則って厳重に管理されなければならない。

7. 5 イベント終了後

- a) イベント終了後には、サインポスト、看板、および広告が取り外されなくてはならない。
- b) 会場や周辺地域に残されたゴミは、ただちに清掃され、取り除かれなくてはならない。
- c) **ティアオフが認められる場合、破棄されたティアオフを全て回収し、レース終了後速やかに処分する施策を講じること。**
- d) 折れた木や小枝は取り除かれ、処分される。
- e)トラック周辺のテープは取り除かれる。
- f) 必要な場合には、コースと道路の地ならしを行う。
- g) 会場に隣接する道路にまかれた泥を清掃する。
- h) オイル容器、ウエス、フィルター、およびゴミ容器を別個に処分するよう手配する。
- i) 医療用廃棄物またはその他危険な廃棄物は、専門的な会社によって運営管理されなければならない。
- j) 必要な箇所に新たに植林する。
- k) 現行の FIM 環境コードに記載されている事項に対するオーガナイザー（オーガナイザーメンバー）の如何なる違反や不履行も本コード及び規律及び裁定規定

に明記されている罰則または FIM 大会を主催する権限の取り下げとする。オーガナイザーは、補修に関する費用支払いの責任が科される。

7. 6 宣伝／広告

- a) 地方エリア、および／あるいは保護された郊外の敷地、あるいは不適切な場所やエリアの木に広告を取りつけてはならない。
- b) 看板は、その土地の所有者の許可を得たあとでのみ取りつけることができる。
- c) 看板を取りつけるにあたっては、地方自治体及び政府の規則を考慮する。
- d) チラシ／パンフレットを車のウィンドウ・ワイパーやモーターサイクルに置く、あるいは観客に配布してはならない（他の人間にもこの行為を行わないようにさせる）。

F I M定款事項 3²及び事項 20.1.5³及びスポーツコード事項 30.4²に準拠し、大会のオーガナイザーは、環境保護の下及びF I Mの権限下において規則及び司法権を行使する。

如何なる明確な違反行為または命令及びオーガナイザー義務の不履行は、現行の環境コードまたは規律及び裁定規定に記載されているペナルティーの対象とされる。

事項 10 に関する違反は、オーガナイザーに対して 180 ユーロという罰金または、当該種目の細則に明記されている額を科す事ができる国際審査団またはレースディレクションに報告される。その他罰則も国際審査団によって科される場合がある。更に、国際審査団の権限を越える重罰を科すために、重大な違反行為に関する情報をCDIに送付する。

8. サウンドレベル

8. 1 序論

モーターサイクルイベント時のサウンドレベルに関する懸念というのは、マシンのノイズに限定されるわけではない。予期されるエンジンサウンドレベル以外にも、オーガナイザーと環境オフィシャルは、ラウドスピーカーや観客、およびイベントに関連する他のノイズ源の音量についても注意しなければならない。モーターサイクル活動に伴う過剰ノイズを減少させ、サウンドレベルに対する一般の人たちの反応を考慮するようにしむけることが、関係者全員、すなわちライダー、クラブ、オーガナイザー、およびすべてのオフィシャルの責任である。

8. 2 モーターサイクルのサウンドレベル

サウンド（音）というのは測定できる現象で、モーターサイクルエンジンのような音源が空気を振動させるときに発生する。これに対してノイズというのは、そのサウンドの衝撃を個々に解釈したものである。ある者が楽しむサウンドは、別の者にとって不快なこともある。サウンドレベルの高いモーターサイクルは、ほとんどの

場合、うるさい（不快）とみなされる。環境スチュワードはこのふたつの差異を理解し、サウンドというのがどのように定量化されるか把握しなくてはならない。

デシベル（dB）というのは、サウンドの圧力レベルを表現する単位で、いくつかのスケールによって測定される。モーターサイクルのサウンドは“A”特性のスケールでテストされ、dB(A)と表現される。サウンド圧力レベルは対数レートで増大するが（非常に速く）、人間の耳はこの増大をもっとゆっくりとらえる。その結果、同じようなサウンド源が同一距離で二倍になっても（沢山のモーターサイクルがスターティングラインについているときのように）サウンド圧力レベル測定では3 dB(A)しか増大していない。

サウンドレベルはサウンド源からの距離が増大すると共に減少していく。サウンド源から耳までの距離が倍になると、**理論上**、6dB(A)減少する。気温、標高、湿度、および周波数もエネルギーの減少に影響する。葉、不均等な地面、および壁や車、土手のような大きな障害物がサウンドを反響し、すぐ近くのエリアではサウンドレベルに影響を与える。

FIMは下記を推奨する：

- a) 不必要なときにエンジンを回すのを止める
- b) すべての種目において、可能な限りノイズ・レベルを引き下げ、適用される規則がすべて厳格に守られるようにする。

FIMは、モーターサイクルスポーツに関連するサウンドレベルの研究を常に促進する。

8.3 サウンドレベル測定

環境スチュワード及びイベント・オーガナイザーは、イベントや車両のサウンドレベルに関する地元の条例に精通してはならない。

各種目に該当する特定のサウンドレベル（音量）の詳細に関しては、**当該規則**を参照のこと。FIMのノイズコントロール方式とサウンドレベルの適用が国内イベント、あるいはクラブ・イベントに関しても薦められる。

8.4 PAシステム

- a) ライダー用パドックと一般観客エリア、エンクロージャー用のラウドスピーカーは分けられることが望ましい。また、一般客エリアで測定した際に、聴カダメージ基準レベル85デシベルを超える音量を出してはならず、近郊住宅地で測定した場合のバックグラウンドノイズは3デシベルを越えるところであってはならない。
- b) ラウドスピーカーの位置：地面に向けて傾けられ、トラック、またはコースの

中心に向けられる。

- c) サウンドレベルをできるだけ低く維持する。
- d) プラクティス開始30分前までに、すべてのサウンドシステムを準備し、テストしておく。

サウンドシステムは、実際のイベント会場よりもトラック・エリアの外の方に不快感をもたらすことが多々ある。レース／プラクティスセッション間にサウンドレベルを下げるよう、サウンドシステム担当者との取り決めを行う。

9. 観客に環境保護活動を促すための推薦事項

モータースポーツの行われるサーキット、トラック、およびイベント会場を訪れる観客、あるいはツーリストも環境をクリーン、かつダメージを与えないようにする上で重要な役割を果たす。

下記が推奨される：

- a) 警察と協力して、サーキット、トラックなどまでの道路で周辺地域にできるだけ迷惑をかけない往復の道路を選ぶ。
- b) サーキット、トラック、および会場までの明確な道路標識を設置する。
- c) 傷みやすい場所（道路の縁、芝生の部分）などへの駐車を禁止する。
- d) 丈の高い草の上は駐車禁止とする。
- e) 公共交通機関の使用を推奨する。
- f) 大勢の人間が1箇所に集中しないようにし、傷みやすい場所を保護する。
- g) 十分な公衆トイレを用意する。
- h) 観客に、会場で責任ある行動を取るよう情報を流す。
- i) ケータリング会社との契約の中に、リサイクル、再利用または成分分解材質でできたパッケージで飲料や食料を販売し、十分な数のゴミ箱を用意して維持するという条件を明記する。
- j) オフロードイベントを運営する場合、土には足跡のみが残るようにしなければならない。~~（モーターサイクルのタイヤ痕等は残さない）~~

10. 会場に関する一般規定

- a) 常時会場メンテナンスを行い、常に会場を清潔で秩序の取れた状態に保つ。
- b) トラックメンテナンス用の車両は常に良い状態を保ち、停車中や燃料補給時に地面に害を与えない適切な方法が用いられていなければならない。
- c) 見栄えのよくない建物を覆い隠すために、その周辺に木々、または藪といった視覚的なバリアーを植える、あるいはそれをカモフラージュするために着色を行う。
- d) 敏感な地域には境界線を設ける。
- e) 競技運営委員会の中からメンバーをひとり選び、すべての環境問題の担当に当たらせ、環境ログブック（日誌）を記入させる。

- f) 公衆トイレからの適切な廃棄がなされているか確認する。
- g) メンテナンスや改良のために外部からの材料を用いるときには、それが汚染されていないかどうかを確認するために適切な機関と相談する。
- h) スタートアップエリアは、騒音効果を考慮して設定する。
- i) ビル建設時に出た廃棄物や破片などをノイズ・バリアーの設置に使用してはならない。
- j) メンテナンス、コースの改善等の為に外部からの器具を使用する場合、適切な機関によりその器具が公害の原因とならないかどうか確認する。
- l) 継続した大会が定まった間隔で行われる場合、環境に与える大会の影響を調査し、ログブックに報告を記述し、何らかの不十分なものや失敗があった場合にその修正を推奨するよう記述する。

1.1. 公道ユーザーへの薦め

1.1.1 序論

“我々は、個々の移動に関する我々の自然な欲求に関して、適切かつさらなる責任を自発的に持たなくてはならない。我々は、発想の自由及び動向に基づき、モーターサイクリングの楽しみを、エコロジーや経済的なニーズと兼ね合わせて可能な限り追求していく”。

1.1.2 ライダーの行為

- a) 不必要なエンジン・アイドリングを防ぐことによってガソリンを無駄にしないことと同時に公害を減少させる。
- b) 緊急時にのみホーンを使用することによって騒音公害を減少させる。
- c) 騒音は迷惑なものである。スタンダード、または他の静かなエキゾースト・システムを使用し、オーディオ・システムの音量を低く保つ。
- d) モーターサイクリストが通行を許可されているルートのみを通行する。
- e) 自然を傷め、自然の回復が期待できないような走行路を走行しないようにして、自然を尊重する。
- f) 聡明な走行をして、自然の生物や動物を保護する。
- g) 自分の使用したオイル、タイヤ、バッテリーなどのリサイクル可能なアイテムが、正当にリサイクルまたは収集されるように責任を持つ。
- h) 自動車の代わりにモーターサイクルに乗ることによって、合理的燃料の使用やスペース効率を促進する。

1.2. 燃料

一般の給油所で入手できる、あるいはオーガナイザーが供給する通常の無鉛ガソリンで、添加物の入っていないものが条件とされる。ただし、2ストローク・エンジンで使用されるオイルは例外とする。トラックレースに関して、メタノールの使用が許可される。

バイオ燃料、水素または電気等、代替燃料の使用は、環境に対して有害でない限り、当該技術仕様に準拠し、全ての種目で推奨されなければならない。

環境保護の目的から、当該規則における燃料保管に関する規則が尊重されなくてはならない。

FIM選手権およびプライズイベントにおいて、燃料テストが技術規則に明記された手順に従って行われる。

詳細に関しては、各スポーツ種目の技術規則を参照のこと。

1.3. FIM環境賞

環境に対する配慮をより一層促していくために、FIMは環境保護に関する重要な貢献に対して環境賞を設定する。

この賞は、毎年下記の規則に基づいて与えられる：

- a) CIEは、9月16日から翌年の9月15日までを1年間として賞を授与する。
- b) 本荣誉賞は、モーターサイクルの分野で環境問題を重視する重要な貢献、または業績を行った個人、FMN、クラブ、オーガナイザー、マニュファクチュラー、および他の組織に対して与えられる。CIEメンバー及びFIMスタッフは、この賞への候補者とはならない。
- c) FIM環境賞への候補申請は、FMN、CONU、特別な組織、または役員会（ボード・オブ・ダイレクター）のメンバーによって、遅くとも9月15日までに執行事務局あてに提出される。
CIEもまた候補者を申請することが可能である。
- d) 提出された候補申請は、役員会に提出される前に国際環境委員会によって検討される。環境賞受賞者は、FIMガウラに招待され、荣誉賞を授賞する。
- e) 移動経費および宿泊費はFIMが負担するものとする。

FIM賞選考委員及び認定役員委員会から各1名、CIEディレクター及びFIM運営委員会によって任命された3名の中立的なエキスパートで独立した審査委員会が構成される。

1.4. FIMライドグリーンロゴ

FIMは、モーターサイクル業界における環境に対する行動の印としてFIMライドグリーンロゴを設定する。

FIMマーケティング&コミュニケーション部への申請により、このロゴは、コンチネンタルユニオン（CONU）、各国協会（FMN）、プロモーター、オーガナイザー、

スポンサー、チーム、ライダー及びその他パートナーが使用することが認められる。
FIM の事前承認がない場合本ロゴの使用は認められない。



本ロゴの修正は認められない。

1.5. FIM環境大使

FIM 環境大使は自然界全般への奉仕を行うものとする。FIM によって任命され、その主な役務は、我々のスポーツを通じてより緑を大切に持続可能なものとすることに貢献するものとする。

FIM 環境大使は、異なる種目、文化、国籍の女性及び男性から構成される。FIM 環境方針を広報するハイスタンダードなスポーツマン・スポーツウーマンである。最も重要なことは、彼らのファン、モーターサイクルコミュニティ、スポーツコミュニティ全般にわたり感化、認識を広げることにある。

1.6. FIM環境チェックリスト

FIM 環境スチュワードは、CIE によって準備された FIM 環境チェックシートを記入しなければならず、このチェックシートは FIM ウェブサイト (www.fim-live.com)

で下記種目について入手可能である。

ロードレース、モトクロス、インドアモトクロス、スーパークロス、フリースタイル、スーパーモト、スノークロス、トライアル、X-トライアル、エンデューロ、スーパーエンデューロ、クロスカントリーラリー、トラックレース及びツーリング

チェックリストは FIM 執行事務局に大会終了後 48 時間以内に提出されなければならない。

以降はチェックリストの例である。

チェックリスト（環境コード事項15）

FIM 競技種目

と環境

注：このチェックリストは最終国際審査団時に記載される。

	良い	適切だが 改良点あり	不十分	不可
1a) <u>ライダーとチーム用のパドック設備 1</u>				
オイル／燃料収拾（事項 4.7.3）	---	---	---	---
ゴミ収拾設備（事項.7.3）	---	---	---	---
排水収拾設備（事項 4）	---	---	---	---
環境マットの使用（事項 4）	---	---	---	---
トイレ／シャワーの有効性（事項 7.3）	---	---	---	---
女性用トイレ/シャワーの有効性（事項 7.3）	---	---	---	---
飲料水の有効性	---	---	---	---
PAシステムの位置（事項8.4）	---	---	---	---
 <u>メンテナンス</u>				
ゴミ収拾の手配（事項 7.4, 7.5）	---	---	---	---
排水処理の手配（事項 7.4, 7.5）	---	---	---	---
トイレ／シャワーの状況（事項 7.4）	---	---	---	---
燃料保管（事項 1 2）	---	---	---	---
液体／燃料が漏れた時の処置方法 （事項 4.5）	---	---	---	---
 <u>環境に対して取るべき措置に関して参加者 に与えられる情報（事項 6）</u>	---	---	---	---
 <u>全体的印象</u>	---	---	---	---
	良い	適切だが 改良点あり	不十分	不可
1b) <u>ライダーとチーム用のパドック設備 2</u>				
もし第2パドックのある場合				
オイル／燃料収拾（事項 4.7.3）	---	---	---	---
ゴミ収拾設備（事項.7.3）	---	---	---	---
排水収拾設備（事項 4）	---	---	---	---
環境マットの使用（事項 4）	---	---	---	---
トイレ／シャワーの有効性（事項 7.3）	---	---	---	---
女性用トイレ/シャワーの有効性（事項 7.3）	---	---	---	---
飲料水の有効性	---	---	---	---
PAシステムの位置（事項8.4）	---	---	---	---

<u>メンテナンス</u>				
ゴミ收拾の手配（事項 7.4, 7.5）	---	---	---	---
排水処理の手配（事項 7.4, 7.5）	---	---	---	---
トイレ／シャワーの状況（事項 7.4）	---	---	---	---
燃料保管（事項 1 2）	---	---	---	---
液体／燃料が漏れた時の処置方法 （事項 4.5）	---	---	---	---
<u>環境に対して取るべき措置に関して参加者に与えられる情報（事項 6）</u>				
---	---	---	---	---
<u>全体的印象</u>				
---	---	---	---	---
2) <u>一般用設備</u>				
道路表示ポスト（事項 9）	---	---	---	---
一般交通手段の有効性（事項 9）	---	---	---	---
女性用トイレの有効性	---	---	---	---
身体障害者用設備の有効性	---	---	---	---
<u>駐車場（事項 9）</u>				
有効性	---	---	---	---
管理	---	---	---	---
<u>キャンプ</u>				
スペースの有効性	---	---	---	---
スペースの運営	---	---	---	---
トイレ／シャワーの有無（事項 9）	---	---	---	---
飲料水の有無状況	---	---	---	---
ゴミ收拾設備（事項 7.4, 7.5, 1 0）	---	---	---	---
<u>スタンダー一般観客用のエリア</u>				
食べ物や飲み物の供給（事項 9）	---	---	---	---
リフレッシュメント・エリアの状況（事項 9）	---	---	---	---
ゴミ袋の配布（事項 9）	---	---	---	---
パンフレットの配布（事項 7.6）	---	---	---	---
ゴミ收拾用の設備（事項 4, 7.4）	---	---	---	---
トイレの有無／数（付則 A）	---	---	---	---
トイレの状況（事項 1 0）	---	---	---	---
PA システムの位置（事項 8.4）	---	---	---	---

環境に対して取られるべき措置に関する

一般への情報 (事項9)

___ ___ ___ ___

全体的印象

___ ___ ___ ___

3) サウンドレベルコントロール

当該種目に準拠したサウンドコントロールが
なされているか

はい いいえ

___ ___

はい いいえ

___ ___

4) 環境マップは入手できるか?

5) 出席している他の環境組織

権威を有する一般組織

___ ___

オーガナイザー (明記)

___ ___

その他 (明記)

___ ___

もし答えが“不適切”、または“不可”という場合、その理由を明記して下さい。

--

環境コード違反に関する審査委員長への報告

人物に関して：	<input type="checkbox"/> ハイ	<input type="checkbox"/> イイエ
設備に関して：	<input type="checkbox"/> ハイ	<input type="checkbox"/> イイエ
問題とされる人物または設備：		

将来へ向けての薦め

--

この用紙は環境スチュワードによって記入され、FIM事務局に送られる。
コピーが審査委員長に渡される。

付則A

公衆トイレ用条件に関して薦められる最低限の基準

1. 競技参加者のための条項

各分野の規則に特定される。

2. 競技参加者ではない者のための条項

女性：

— 参加が予定される女性100名、またはそれ以下の人数につきトイレ1個

男性：

— 参加が予定される男性100名、またはそれ以下の人数につきトイレ1個

— 参加が予定される男性100－500名につきトイレ2個

— 参加が予定される男性500名以上、500名ごとに1個

— 500名の男性ごとに1.5メートルの排尿設備

3. 期間

4時間未満のイベントに関して、この基準は25%減少することができる。

4. メンテナンス

これらの設備は、清潔な状態に維持され、イベントの間中完全に使用できる状態で用意される。

5. 洗面台

洗面台は、5つの公衆トイレにつき1個用意される。

6. 身体障害者

各観客エリアにおける公衆トイレのうちのひとつは車椅子使用者のために用意される。

付則 B.1

トライアル、エンデューロ及びバハの為にサーキット環境公認

サーキット公認及び選手権ワークブックの一部として考慮される事項

仮設サーキット（トライアル、エンデューロ及びバハイイベント）

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 7.3
スタート/フィニッシュ、作業エリア及び援助可能地点のみ
 - ・ 位置が明確で十分な容量の容器
 - ・ 環境マットの上、または流出した廃油を止める囲い
 - ・ 参加者数+25%分の想定廃油料に十分な容器容量
 - ・ サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

2. 洗車設備 — 事項 5
 - ・ サーキットでの洗車が認められる場合、適切な準備が必要とされる
 - ・ 如何なる場合においても土壌を汚染してはならない
 - ・ 洗車が不可能な場合、参加者には適切な施設の案内を出される

3. 土壌保護設備 — 事項 4.1 及び 7.3
 - ・ 全てのイベントにおいて、参加者は現行の仕様に準拠した環境マットを準備する
 - ・ エレクトリックジェネレーターまたは高熱エンジンを使用するその他機器を使用する場合、この環境マットの使用が義務とされる。

4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 7.3, 7.4, 7.5
 - ・ 一般ごみ及びおオイルを含んだ土を廃棄するための容器
 - ・ 作業エリアが離れた場所にある場合、同様のゴミ収集手配が必要
 - ・ キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要

5. 観客用トイレ設備 — 事項 7.4 及び付則 A
くつろいだ観客のため、スタート/フィニッシュ及びアシスタントエリアにのみ要求される
 - ・ 本 FIM 環境コードに準拠したトイレ設備が準備されなければならない
 - ・ 女性の為に適切な準備
 - ・ 大会期間中の設備メンテナンス準備
 - ・ 離れた場所にチェックポイントがある場合の適切な男女別の設備

6. 大気保護システム — 事項 7.4
- 通常、インドアイベントに適用される
 - 各大会において、空気清浄システムは、下記のとおり
 - 下記 3 つの内の 1 つで保護される
 - 汚染された空気を降り除くために作動する空気吸引システム
 - 汚染空気を外に出すための天井開放パネル（これは時間を要する）
 - 汚染された空気の状態が改善されるまで競技を停止する規程
 - インドアイベントに関して、適切な機関による空気汚染確認作業と有効な空気清浄システムを準備する。
7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 8
- 地元行政機関からサーキットに課される要望事項により、当該サーキットにおけるイベント規模及びフォーマットが決定される。
 - この要望事項は如何なる場合でも適用される。
8. PAシステムのサウンドレベル — 事項 9
- スタート/フィニッシュエリア及びスペシャルテストエリアに限定される。
- PAシステムは、迷惑、特に近隣住民に対し、の原因とならない設計でなければならない。
 - 特に、如何なる一般エリアにおけるサウンドレベルが 85dB/a を超えてはならない。
 - システムはサーキット内側に向け、サーキット外への騒音を最小限にとどめる。
9. パーキング設備の準備と運営 — 事項 9
- 公共交通機関の存在しない会場の場合、適切な駐車スペースが準備されなければならない。
 - 準備するスペースのサイズは、当該大会の想定来場者数を考慮する。
 - この駐車場設備を大会前から大会終了後までの運営を手配しなければならない。
10. 参加者への指示
- _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、また、自然環境を重視する FIM 環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
 - 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - 廃油処理の為の廃油容器をピット内に準備すること。
 - 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。

- 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にしてください。
- 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態を提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。

付則 B.2

トラックレース及びモトクロスの為のサーキット環境公認

トラックレース及びモトクロスサーキット公認及び 選手権ワークブックの一部として考慮される事項

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 7.3
 - 位置が明確で十分な容量の容器
 - 環境マットの上、または流出した廃油を止める囲い
 - 参加者数+25%分の想定廃油料に十分な容器容量
 - サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

2. 洗車設備 — 事項 5
 - サーキットでの洗車が認められる場合、適切な準備が必要とされる。
 - サーキットでの洗車が認められる場合、下記が必要とされる。
 - 洗車エリアは、非浸透性の表面を有し、洗車後の水は沈泥除去器、または、大きめの沈泥物を除去するための檻のある処理タンクに流れること。
 - 収集物は再利用の為の密封システムに貯められ、地元の下水処理業者の事前承認を受け一般の下水システムに排水するか、正式に認可されている方法で廃棄する。
 - 如何なる場合においてもこのシステムを用いて土壌を汚染してはならない。

3. 土壌保護設備 — 事項 4.1 及び 7.3
 - 十分な容量を持つ容器を明確に指定した位置に設置する。
 - 環境マット上に容器を設置するか、または流出した廃油を止める囲いを設置。
 - 参加者数+25%分の想定廃油料に十分な容器容量
 - サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 7.3, 7.4, 7.5
 - 一般ごみ及びおオイルを含んだ土を廃棄するための容器
 - 作業エリアが離れた場所にある場合、同様のゴミ収集手配が必要
 - キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要

5. 観客用トイレ設備 — 事項 7.4 及び付則 A
- ・ 本 FIM 環境コードに準拠したトイレ設備が準備されなければならない
 - ・ 身体障害者用設備が会場内の複数個所の要所に準備されなければならない。
 - ・ 女性の為の適切な準備
 - ・ 大会期間中の設備メンテナンス準備
 - ・ 離れた場所にチェックポイントがある場合の適切な男女別の設備
6. 大気保護システム — 事項 7.4
- ・ 通常、インドア “アリーナ” イベントに適用される
 - ・ 各大会において、空気清浄システムは、下記のとおり
 - ・ 下記 3 つの内の 1 つで保護される
 - 汚染された空気を降り除くために作動する空気吸引システム
 - 汚染空気を外に出すための天井開放パネル（これは時間を要する）
 - 汚染された空気の状態が改善されるまで競技を停止する規程
 - ・ インドアイベントに関して、適切な機関による空気汚染確認作業と有効な空気清浄システムを準備する。
7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 8
- ・ 地元行政機関からサーキットに課される要望事項により、当該サーキットにおけるイベント規模及び格式が決定される。
 - ・ この要望事項は如何なる場合でも適用される。
 - ・ 地元自治体により定められたサーキットのサウンドレベルも含まれる。
8. PAシステムのサウンドレベル — 事項 8
- スタート/フィニッシュエリア及びスペシャルテストエリアに限定される。
- ・ PAシステムは、迷惑、特に近隣住民に対し、の原因とならない設計でなければならない。
 - ・ 特に、如何なる一般エリアにおけるサウンドレベルが 85dB/a を超えてはならない。
 - ・ システムはサーキット内側に向け、サーキット外への騒音を最小限にとどめる。
 - ・ パドックエリアには別の設備が準備され、早朝からのライダーへの伝達がサーキット全域に響き渡らないようにする。
9. パーキング設備の準備と運営 — 事項 9
- ・ 公共交通機関の存在しない会場の場合、適切な駐車スペースが準備されなければならない。
 - ・ 準備するスペースのサイズは、当該大会の想定来場者数を考慮する。
 - ・ この駐車場設備を大会前から大会終了後までの運営を手配しなければならない。

10. 参加者への指示

- _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、また、自然環境を重視するFIM環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
- 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - ー 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - ー 廃油処理の為の廃油容器をピット内に準備すること。
 - ー 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。
 - ー 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にして下さい。
 - ー 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態を提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。

付則 B.3

クロスカンントリーラリーの為にサーキット環境公認

サーキット公認及び選手権ワークブックの一部として考慮される事項

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 7.3
 - ・ 給油は通常指定されたポイントでタンカーにより行われる。
 - ・ この地点の土壌保護は燃料供給会社協力の基にオーガナイザーの責任とする。
 - ・ サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集
2. 洗車設備 — 事項 5
 - ・ 人里離れた場所での野営のため適用されない。
 - ・ 如何なる場合においても土壌を汚染してはならない。
3. 土壌保護設備 — 事項 4.1 及び 7.3
 - ・ 人里離れたサービスポイントとなることから参加者のマット供給は実用的ではない。
 - ・ ジェネレーターを利用して電力供給またはポンプでの水を吸い上げる場合、燃料がこぼれ、土壌を汚染しないように適切なサイズ的环境マットの上に設置する。
4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 7.3, 7.4, 7.5
 - ・ 人里離れたサービスエリアであることから本項目は適切ではない。
 - ・ 参加者にはボトルで水が供給されるが、その空容器は適切に処理されなければならない。
 - ・ キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要
5. 観客用トイレ設備 — 事項 7.4 及び付則 A
 - ・ 観客エリアが設定されないことから設備は必要とされない。
 - ・ 大会にプロローグ（開会前の式典等）がある場合、観戦エリアを設けなければならない。
6. 大気保護システム — 事項 7.4
 - ・ 適用不要
7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 8
 - ・ 適用不要

8. PAシステムのサウンドレベル — 事項8

- ・ 適用不要

9. パーキング設備の準備と運営 — 事項9

- ・ 適用不要

10. 参加者への指示

- ・ _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、また、自然環境を重視するFIM環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
- ・ 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - 廃油処理の為に廃油容器をピット内に準備すること。
 - 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。
 - 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にして下さい。
 - 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- ・ 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態を提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。